

## 【判例研究】

# 解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断： 大阪高裁判決平成31年3月27日<sup>1</sup> (平成31年（う）第53号 覚せい剤取締法違反被告事件)

上 原 大 祐

## 1. 事実の概要

被告人は以前、解離性同一性障害その他の精神障害を患っていると診断されたものであるところ、平成29年11月29日に本件覚せい剤を使用した。その後、被告人が暴れるなどしたため、母親が110番通報をし、被告人は病院に入院した。その後、同年12月21日に被告人方の捜索が行われ、覚せい剤が発見された。被告人は覚せい剤使用および所持の罪で起訴された。なお、被告人はそれ以前から覚せい剤を継続的に使用していたところ、平成28年4月21日に覚せい剤取締法違反の罪（自己使用2件）により懲役2年執行猶予4年の判決を受け、本件当時はその執行猶予中であった。

原審判決である大阪地判平成30・12・4<sup>2</sup>は、原審弁護人の依頼により私的鑑定を行った精神科医甲の証言の中で、被告人が本件覚せい剤使用行為時に解離性同一性障害、覚せい剤精神病および覚せい剤使用障害にり患しており、解離性同一性障害に基づく別人格が出現していた可能性について言及した部分については認めたものの、その障害のために被告人が実在しない人物に憑依されており、その人物に覚せい剤使用を求められ、抗し切れずに覚せい剤を使用しており、善悪の判断能力およびその判断に従って行動する能力は著しく損なわれていた、という部分については、前提としている事実や他の疾病との関係の考慮に疑問が残る、としてこれを採用しなかった。その上で原審判決は、被告人が本件覚せい剤使用行為に関して記憶を保持している点や動機の詳細可能性、行動の合目的性や行為に関する違法性の認識の程度などを総合して考慮し、被告人の解離性同一性障害が同障害の中でも憑依型の不完全型で、別人格が出現

<sup>1</sup> LEX/DB文献番号25570219

<sup>2</sup> LEX/DB文献番号25563056

していても元来の被告人の人格が併存している、という前提の下、本件使用行為時に関する解離性同一性障害の影響は限定的である、として、覚せい剤使用および所持の罪に関して、それぞれ被告人に完全責任能力を認め、これを併合罪として、被告人を懲役1年2月に処し、その刑の一部である懲役4月について、2年間保護観察付きの執行猶予とする、とした。弁護側がこれを不服として控訴した。

## 2. 判旨

控訴審裁判所は原審の判断のうち、被告人が本件覚せい剤使用当時、解離性同一性障害、覚せい剤精神病および覚せい剤使用障害に罹患していたと認定した点は肯定したものの、その余の精神科医の意見を採用せず被告人の完全責任能力を認めた点を否定し、被告人は本件覚せい剤使用行為時に解離性同一性障害の強い影響下にあり、主人格が本件行為時人格と併存していたものの、本件行為時人格に体を乗っ取られた状態にあり、「覚せい剤を使え」という指示に逆らうことが困難であったために使用に至ったという疑いは否定できない、とし、被告人は解離性同一性障害の影響により、覚せい剤使用時の責任能力が著しく減弱していた疑いは排斥できず、心神耗弱の状態にあったと認められる、として、覚せい剤所持のみならず同使用の罪についても被告人に完全責任能力を認めた原審判決を破棄し、覚せい剤使用の罪については被告人は心神耗弱状態であったと認定し、覚せい剤使用の罪および覚せい剤所持の罪を併合罪として、被告人に対し懲役1年保護観察付執行猶予4年を言い渡した。

### (1) 精神科医の意見の取扱について

弁護側は、原審裁判所が正式鑑定を実施しなかったことに関して訴訟手続の法令違反を主張したが、控訴審裁判所は、弁護側依頼の精神科医甲による私的鑑定およびそれに基づく原審での証言は、その鑑定資料等に一定の制約があったことは否めないものの、十分な資料等に基づいて行われたとして、弁護側の主張する法令違反は認めなかった。その上で、甲医師の証言に基づき、本件行為時の別人格が憑依した平成29年9月頃以降の覚せい剤使用状況がそれまでのものとは質的に異なることを確認した上で、原審における甲医師の意見につき、その前提とした事実関係や推論の過程に基本的に誤りはなく、精神医学の専門

的知見に基づく合理的なものとして基本的に信用することができ、被告人の責任能力判断に当たり、十分に尊重されるべきものとした。

## (2) 本件覚せい剤使用時の被告人の責任能力の有無について

原審判決は被告人が解離性同一性障害に罹患していたこと、および本件覚せい剤使用時に別人格が出現していたことは認めたと、元来の被告人の人格が併存し、これが行為の違法性を認識していたこと、また本件使用行為の動機が被告人の希死念慮にも基づく部分があること、被告人が本件使用行為に関する記憶を保持していること、および被告人が犯行発覚を避けるために合目的な行動を採っていることを根拠として、本件犯行に対する解離性同一性障害の影響は限定的である、とした。更に被告人が本件覚せい剤使用時のみならず、それ以前から覚せい剤を使用していたことも指摘し、本件使用行為は被告人自身の覚せい剤依存によるものとも解される、とも述べ、被告人に完全責任能力を認めた。

これに対し控訴審裁判所は原審判決の判断を批判し、甲意見の述べるように被告人が憑依型の不完全型の解離性同一性障害に罹患している、ということを経前提として、原審判決が判断の根拠とした元来の被告人の人格の併存、動機地了解可能性、記憶の保持、犯行発覚を避けるための行動の合目的性などに関しても、これらは完全責任能力を肯定する理由とはならない、とし、被告人の本件行為は、数か月前に体を乗っ取られた別人格から覚せい剤を買えと指示され、主人格はその購入や使用の違法性を認識しつつ、別人格の指示については抗しきれなくなり、覚せい剤を購入および使用させられたもの、と認定し、被告人が本件覚せい剤使用行為時には別人格に体を乗っ取られた状態にあり、「覚せい剤を使え」という指示に逆らうことが困難であったために使用に至ったことは否定できず、覚せい剤使用についての合目的な行動や違法性の認識が被告人の完全責任能力を強く示唆するものと評価することはできない、とした。そして結論として、被告人は、解離性同一性障害の影響により、覚せい剤使用時の責任能力が著しく減弱していた疑いは排斥できず、心神耗弱の状態にあった、と認められる、とした。

## (3) 量刑について

本件は被告人が執行猶予中の身であるにも関わらず再度同種の犯罪に及んだ

ものであるから、格別に酌む事情が認められない限り実刑に処するのが相当な事案であると指摘しつつも、本件覚せい剤使用行為が解離性同一性障害による別人格の強い影響下で行われた行為であり、心神耗弱の状態で行われたものであること、再犯予防の観点から、実刑を科すよりむしろ治療的処置に付す方が適当であること、被告人の更生のための環境が整っていると考えられることを総合考慮して、本件の場合、被告人のために格別に酌むべき事情があると判断され、再度の刑の執行猶予を付するのが相当であるとして、原審判決を破棄し、被告人に懲役1年保護観察付執行猶予4年を言い渡した。

#### <参考：本判決が認定する甲意見の内容>

- ① 被告人は、本件覚せい剤使用当時、解離性同一性障害、覚せい剤精神害及び覚せい剤使用障害に罹患していた
- ② 解離性同一性障害の憑依型には完全型と不完全型があり、完全型であるとして、本人の意識はなくなってしまうが、不完全型である被告人の場合は、被告人本人の意思もあり、周囲の状況は分かっているが、別人格に支配されてしまい、それに抵抗できなくなっている状況であり、行為当時の記憶を保持している。
- ③ 解離性同一性障害があり、実在しない人物（別人格）に憑依されていた被告人は、別人格に覚せい剤使用を求められ、抗せず使用していたところ、急性中毒により錯乱状態に陥った。
- ④ 本件覚せい剤使用については、憑依されていた人物（別人格）に指示され、それに抗しきれずに使用したものであり、本件覚せい剤使用時において、被告人の善悪の判断能力及びその判断に従って行動する能力は著しく損なわれていた。

### 3. 評釈

#### (1) 精神鑑定 of 信用性について

責任能力の有無は法律判断であり、その判断の前提となる生物学的要素および心理学的要素に関する評価も究極的には裁判所に委ねられる、というのが従

来の判例の立場である<sup>3</sup>。しかし、「生物学的要素である精神の障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度については、その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠になっている場合に、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用しない合理的な事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべきというものである」との指針が最判平成20・4・25によって示されている<sup>4</sup>。学説も、「精神障害の有無・程度の判断は極めて専門的なものであり、そもそも裁判所が鑑定によらないでは十分な判断ができないと認められたからこそ鑑定を実施しているのである以上」、裁判所は基本的には、精神障害の有無・程度およびこれが心理学的要素に与えた影響の有無・程度に関して精神鑑定が行われた場合には、これを排除する合理的な理由がない限りはこれを尊重すべきである、として、最高裁のこの指針を支持する<sup>5</sup>。本判決もこの指針に従い、私的鑑定<sup>6</sup>ではあるが、甲意見を尊重し、判断を行ったものである。

## (2) 解離性同一性障害と刑事責任能力判断

解離性同一性障害は精神医学の世界において、比較的新しくその存在を認められてきた精神障害であるが、近年、この障害と刑事責任能力の関係について判断した裁判例が増えてきつつある<sup>7</sup>。裁判所の傾向として、従来は被告人に完

<sup>3</sup> 最決昭和58・9・13判時1100号156頁。

<sup>4</sup> 刑集62巻5号1559頁。

<sup>5</sup> たとえば、安田拓人「責任能力の法的判断」刑事法ジャーナル14号(2009)93頁以下。

<sup>6</sup> 「私的鑑定(私的精神鑑定)」とは、「刑事訴訟法165条に基づき裁判所から委託される本鑑定、起訴前では刑事訴訟法223条に基づく検察官からの嘱託鑑定、被疑者の同意のうえで検察官の判断によって実施される簡易鑑定・・・とは別に、弁護人が被告人と相談したうえで精神科医に依頼される精神鑑定」と定義される(高田知二・高岡健・金岡繁裕「私的精神鑑定の意義」季刊刑事弁護53号(2008)134頁)。これに関しては、弁護側がこれを作成しても検察側がこれを証拠として採用することに同意しない場合、「法廷で私的精神鑑定人が証言をし、それに対する尋問がなされ・・・私的精神鑑定の結果が妥当であると裁判所によって結論されると、これをもとに判決が出されることになる」(同139頁)。

<sup>7</sup> わが国で解離性同一性障害を認めただけで刑事責任を判断したものとしては、現時点で入手可能なものは本件を除いて12件確認できる。その中の半分以上が、ここ5年以内に出されたものである。わが国において、被告人が解離性同一性障害に罹患している、という鑑定を裁判所が正面から認めた初めての事例が、神戸地判平成16・7・28LEX/DB文献番号25410595(これに関する評釈として、拙稿「判例研究 解離性同一性障害患者の責任能力判断—神戸地裁平成16・7・28判決(平

全責任能力を認めた上で、解離性同一性障害の存在を被告人に有利な量刑事情として扱っていた<sup>8</sup>。しかし近年は、解離性同一性障害が被告人の刑事責任能力自体に影響を与えるものと判断する裁判例が出て来ている<sup>9</sup>。本判決は、その最新のものである。

裁判所の判断の傾向は上の通りであるが、これに対して学説の側はと言うと、この問題について考察を重ねてきた拙稿<sup>10</sup>の他には、議論の蓄積がまだまだ

---

成14年（わ）916号強盗致傷被告事件」広島法学30巻2号（2006）113頁以下）である。この事案で裁判所は、被告人が解離性同一性障害にり患している、ということ自体は認めた上で、被告人に関し、完全責任能力を認め、解離性同一性障害の存在を被告人に有利な量刑事情として考慮した。ただし、この事案においては、犯罪行為を行ったのは別人格であるが、これは主人格の意思決定を引き継いで行われたものである、と認定しているところに注意が必要である。

<sup>8</sup> このような傾向を明確に示したのが、名古屋高裁金沢支部判決平成28・3・10LEX/DB文献番号25542891である（これに関する評釈として、拙稿「判例研究—解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任能力および量刑に関する判断—名古屋高裁金沢支部平成28年3月10日判決（平成27年（う）第37号強制わいせつ被告事件）」鹿児島大学法学論集51巻2号（2017）187頁以下）。この事案では、第一審（金沢地判平成27・3・27）が、被告人が解離性同一性障害にり患していること自体を否定し、被告人を懲役2年8月の実刑に処したのに対し、高裁は被告人が解離性同一性障害にり患していることを肯定したうえで、完全責任能力は認めたものの、原審判決の量刑判断は不当なものとしてこれを破棄し、被告人に対して懲役3年保護観察付執行猶予5年を言い渡した。

<sup>9</sup> 解離性同一性障害が被告人の刑事責任能力自体に影響を与えるものと判断した裁判例として、まずは東京地判平成20・5・27LEX/DB文献番号25420977（本件に関する判例評釈として、拙稿「判例研究 アスペルガー障害および解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任能力判断[東京地裁平成20.5.27判決]」（平成19年（合）25号殺人・死体損壊被告事件）」広島法学33巻2号（2009）71頁以下）がある。この事例は殺人および死体損壊の事例であるが、裁判所は死体損壊罪に関してのみ、被告人が別人格の統御下において行為したと認定し、死体損壊罪に関して心神喪失を認めた（ただしこの事案においては、控訴審（東京高判平成21・4・28公判物未登載。これに関する評釈として、緒方あゆみ「判例研究「解離性同一性障害と刑事責任能力」：東京高裁平成21年4月28日判決」明治学院大学法学研究90巻（2011）533頁以下）は原審判決を破棄し、死体損壊罪に関しても完全責任能力を認めた）。次に、解離性同一性障害が刑事責任能力自体に影響を与えるものと判断した裁判例として、東京高裁平成30・2・27LEX/DB文献番号25563531（これに関しては、拙稿「解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断・再考：近時の裁判例を素材として」鹿児島大学法学論集53巻2号（2019）39頁以下で評釈を行っている）がある。この事案においては、第一審（静岡地判平成平成29年7月18日LEX/DB文献番号25563532）が別人格の犯行であったことを否定し、被告人に完全責任能力を認めたのに対し、控訴審裁判所は犯行が別人格によるものであることを認め、被告人に心神耗弱を認めた。

<sup>10</sup> この問題について考察したものとして、拙稿「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる考察：アメリカにおける議論を素材として」広島法学 27巻4号（2004）185-209頁，同「刑事責任と人格の同一性（1）アメリカにおける解離性同一性障

解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断

<表>

日付	裁判所	事件	DIDに関する認定	責任能力判断	量刑事情としての考慮	備考
平成16年7月28日	神戸地裁	強盗致傷	DIDで副人格。ただし主人格の意思決定を受け継ぐ	完全責任能力	被告人有利の事情として考慮	
平成17年3月24日	名古屋地裁	死体遺棄、有印私文書偽造、同行使、詐欺	DID。主人格／副人格の別は不明	完全責任能力	被告人有利の事情として考慮	
平成20年2月6日	東京地裁	殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反	DIDで副人格。ただし主人格の意思決定を受け継ぐ。	完全責任能力	被告人有利の事情として考慮	
平成20年5月27日	東京地裁	殺人、死体損壊	DIDで殺害行為時は主人格。死体損壊時は副人格	殺人に関しては完全責任能力。死体損壊に関しては責任無能力。	殺人に関しては考慮せず。	控訴審(東京高判平成21年4月28日)は死体損壊時のDIDの影響を否定して完全責任能力を認めた。
平成24年6月21日	大津地裁	殺人、窃盗、殺人未遂	DIDただし主人格。	完全責任能力	被告人有利の事情として考慮	
平成26年8月29日	東京地裁立川支部	覚せい剤取締法違反	DIDで副人格だが、主人格と副人格は未分化	完全責任能力	被告人有利の事情として考慮	
平成28年3月10日	名古屋高裁金沢支部	強制わいせつ	DIDで副人格	完全責任能力	被告人有利の事情として考慮(原判決を破棄して執行猶予を付加)	
平成28年12月6日	大阪地裁堺支部	殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	DID	完全責任能力	無し	
平成29年4月28日	東京地裁	昏睡強盗、住居侵入、窃盗	DIDただし主人格	完全責任能力	無し	控訴審(東京高判平成29・12・14)も同判断
平成29年11月2日	大阪地裁	殺人	DIDただし主人格	完全責任能力	無し	控訴審(大阪高判平成30・5・25も同判断)
平成30年2月27日	東京高裁	窃盗	DIDで副人格	心神耗弱	再度の執行猶予(保護観察付き)	原審(静岡地判平成29・7・18)は完全責任能力
平成31年3月14日	大阪地裁	強盗殺人、有印私文書偽造・同行使	DIDだが未分化。主人格と副人格は記憶を共有	完全責任能力	無し	
平成31年3月27日	大阪高裁	覚せい剤取締法違反	DIDで副人格。ただし、憑依型は不完全型	心神耗弱	再度の執行猶予(保護観察付き)	原審(大阪地判平成30・12・4)は完全責任能力

※ 表中では解離性同一性障害(Dissociative Identity Disorder)は「DID」表記

不足しているというのが現状である<sup>11</sup>。裁判例の急激な増加に対応するためにも、学説の側での議論の活性化が急務である。

わが国の議論の状況は上述のように不足している現状であるので、この問題について考える上では、先行して議論の蓄積があるアメリカの議論を参照することが有益であるが、筆者は以前、拙稿にてアメリカの議論を概観し、考察を加えた<sup>12</sup>。本稿ではここでの考察に基づいて本件について検討する。

### (a) グローバル・アプローチと個人人格アプローチ

ここで改めて、解離性同一性障害という精神障害の特性について確認する。解離性同一性障害<sup>13</sup>とは、従来は多重人格障害とも呼ばれた精神障害の一種

---

害患者たる被告人の刑事責任を巡る議論を素材として」広島法学 32 巻 4 号 (2009) 97-120 頁および「同 (2・完)」広島法学 33 巻 1 号 (2009) 15-42 頁、同「刑事責任判断における人格同一性の位置づけ」鹿児島大学法学論集 46 巻 2 号 (2012) 1-31 頁、同「人格同一性と刑事責任能力」広島法学 39 巻 3 号 (2016) 130-154 頁、同「解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断・再考：近時の裁判例を素材として」鹿児島大学法学論集 53 巻 2 号 (2019) 39 頁以下。

<sup>11</sup> わが国において刑事法学者がこの問題について考察を加えたものとして、川口浩一「多重人格と責任能力」犯罪と刑罰 11 号 (1995) 99 頁以下、同「解離性同一性障害 (多重人格) と刑事責任 —— わが国の事例を中心として ——」奈良法学会雑誌 11 巻 2 号 (1998) 1 頁以下、野阪滋男「精神障害と責任能力 —— 主として多重人格障害について ——」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二巻刑法理論の現代的展開』(2000・成文堂) 341 頁以下、佐久間修「現代社会と刑法 (16) 補論 (1) 責任能力の判定基準をめぐる判例の動向 —— 多重人格者による連続幼女誘拐・殺人事件を素材として ——」季刊現代警察 88 号 (2000) 70 頁以下、緒方・前掲注 9。

<sup>12</sup> アメリカにおける判例・学説の状況に関しては、拙稿・前掲注 10。「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる一考察」、同「刑事責任と人格の同一性 —— アメリカにおける解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を巡る議論を素材として —— (1) (2・完)」で、詳細に紹介している。

<sup>13</sup> 解離性同一性障害 (Dissociative Identity Disorder。通称 DID。解離性同一症とも呼ばれる) とは、「a) 2 つまたはそれ以上の他と区別できるパーソナリティ状態の存在、もしくは憑依体験の存在、そして b) 反復する健忘エピソード」を特徴とする。

診断基準として、以下のものが挙げられる。

A. 2 つまたはそれ以上の、他とはっきりと区別されるパーソナリティ状態によって特徴づけられた同一性の破綻で、文化によっては憑依体験と記述されうる。同一性の破綻とは、自己感覚や意志作用感の明らかな不連続を意味し、感情、行動、意識、記憶、知覚、認知、および/または感覚運動機能の変容を伴う。これらの徴候や症状は他の人により観察される場合もあれば、本人から報告される場合もある。

B. 日々の出来事、重要な個人的情報、および/または心的外傷的な出来事の想起についての空白の繰り返しであり、それらは通常の物忘れでは説明がつかない。



で、複数のパーソナリティ状態を有し、これらのパーソナリティ状態は各々が個別の記憶等に代表される同一性感覚を有する。そして、これらのパーソナリティ状態間における記憶等の不連続によって特徴づけられる。特に、通常その人と見なされるところの主人格と呼ばれるパーソナリティ状態は、他のパーソナリティ状態（副人格とも呼ばれる）が行った行為や当該パーソナリティ状態の支配下で経験した事柄に関して記憶を有していない場合が多い。ただし、本件の場合、典型的な解離性同一性障害とは異なり、精神科医甲の意見で述べられているように、不完全型で、行為時について主人格も記憶を有しているところに注意が必要である。

行為時の記憶を主人格によって代表される被告人が喪失している典型的な解離性同一性障害患者たる被告人の事例の場合、その刑事責任を判断する考え方としては、大別すると①解離性同一性障害の存在そのものを理由として、主人格が行為を行ったか副人格が行為を行ったかに関わりなく、原則として被告人の刑事責任能力を直ちに否定する考え方、②主人格に焦点を当て、主人格が行為時に当該行為に関する弁識・制御能力を有していなかった場合には責任能力を否定する考え方（グローバル・アプローチ）、③行為時に行為を統御していたパーソナリティ状態に焦点を当て、このパーソナリティ状態が行為に関する弁識・制御能力を有している限りにおいては、たとえ主人格がこれに関知していない場合においても、完全責任能力を認める考え方（個別人格アプローチ）の3つが存在する。この中で①に関しては、その前提とする解離性同一性障害についての概念が支持し得ないものであるが故に採り得ないと筆者は考える<sup>14</sup>。それゆえ、問題とされるべきは、②グローバル・アプローチと③個別人

---

C. その症状は、臨床的に意味のある苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。

D. その障害は、広く受け入れられた文化的または宗教的な慣習の正常な部分とはいえない。

注：子どもの場合、その症状は想像上の遊び友達または他の空想的遊びとして説明されるものではない。

E. その症状は物質（例、アルコール中毒時のブラックアウトまたは混乱した行動）や他の医学的疾患（例、複雑部分発作）の生理学的作用によるものではない。（米国精神医学会『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』（2014・医学書院）290頁）

<sup>14</sup> この点につき、詳しくは拙稿・前掲注10。「解離性同一性障害患者の刑事責任を

格アプローチのうち、いずれを採用すべきか、である。これに関し、筆者は②グローバル・アプローチを採用すべきと考える。すなわち、刑事責任判断とは刑罰を科すための前提としての犯罪が成立するか否か、に係る判断であるが、刑罰を科されるのは、通常その人自身と見なされ、行為を統御している主人格であるので、この主人格が行為に関する弁識・制御能力を有していたか否か、に基づいて判断されるべきものだからである。これは、刑罰の本質を応報と捉える立場から導かれる考え方である<sup>15 16</sup>。

## (b) 本件の考察

上述のように、グローバル・アプローチを採用する場合、別人格が行為を行い、主人格がこれに関与していない場合には、行為時の人格が弁識・制御能力を有していた場合であっても、被告人は原則的に責任無能力という事になる。したがって、被告人の責任能力判断を行うためには、主人格の精神能力に着目する必要がある。これに対し、個別人格アプローチを採用する場合、行為時の人格が弁識・制御能力を有している限り、被告人は全体として責任能力を有する、という事になるのである。したがって、被告人の責任能力判断を行うためには、行為時の人格の精神能力にさえ着目すれば良い。それゆえ、別人格が行為を行った事例においては、グローバル・アプローチを採用する場合、原則として被告人の責任能力は否定されることになり、これに対して個別人格アプローチを採用する場合、原則として被告人の責任能力が肯定されることになる。では、このように整理した上で、本件において裁判所が如何なるアプローチを採用しているのかを分析してみよう。

---

めぐる考察」200~201頁。

<sup>15</sup> 筆者は「人格同一性」をキーワードとしてこの問題を考察し、結論を導いた。詳細は拙稿・前掲注10。「刑事責任と人格の同一性(2・完)」21~36頁、同・前掲注10。「刑事責任判断における人格同一性の位置づけ」24~31頁、同・前掲注10。「人格同一性と刑事責任能力」132~134頁、同・前掲注8。「判例研究—解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任能力および量刑に関する判断—名古屋高裁金沢支部平成28年3月10日判決」195~198頁。

<sup>16</sup> これに対し、精神科医の立場からは「治療的な観点では、通常は人格の統合を最終ゴールとしていることを考えれば、副人格というのは一人の人格に対して別の方向から光を当てた状態に過ぎず、行為の責任もその主たる一人の人格に帰結させるべきであると考えられることも不可能ではないだろう」との意見も出されている(安藤久美子「解離性障害」五十嵐禎人/岡野幸之編『刑事精神鑑定ハンドブック』(2019・中山書店)197頁)

本件において控訴審裁判所が被告人に心神耗弱を認める理由として、被告人が「本件覚せい剤使用時には、「おっちゃん」なる別人格に、体に乗っ取られた状態にあり、「覚せい剤を使え」という指示に逆らうことが困難であったために、使用に至った」という点に言及していることは注目に値する。ここから、控訴審裁判所は主人格の行為時の精神能力に着目するグローバル・アプローチを採用しているということができるだろう。もし個別人格アプローチを採用するならば、「被告人」と「別人格」の精神状態を区別して考える必要はなく、行為時の支配的人格（本件の場合には「おっちゃん」なる人格）の精神能力に着目しさえすればよく、その場合は完全責任能力を認めることになるはずだからである。では、被告人に心神耗弱を認めた控訴審裁判所はグローバル・アプローチを採用し、これに対して被告人に完全責任能力を認めた第一審は個別人格アプローチを採用した、と判断することができるか、というと、ここに注意が必要である。すなわち、被告人に完全責任能力を認めた第一審も、「被告人が」本件覚せい剤使用やその前後の状況について記憶を保持していること、「被告人が」覚せい剤使用という「おっさん（控訴審では「おっちゃん」）」から強いられることが本来従うべきでないものであることも認識していたこと、「被告人に」覚せい剤使用させようとする「おっさん」に抵抗することは、過去に心臓のところに手を入れて殺されると思ったことがあって怖くて抗えないこと、などにも言及しており、「被告人」と「おっさん」を別々のものとして理解していることが分かるからである。もし個別人格アプローチを採用しているならば、「被告人」イコール「行為時の人格＝おっちゃん」となるはずであり、それとは異なる「被告人」を観念する必要はないはずである。第一審も、主人格を「被告人」と見なすグローバル・アプローチを採用している、と見ることもできるであろう。では何故、同じ判断方法を採用しつつ、第一審と控訴審で判断が分かれたのか。ここで、本事例で被告人の患う解離性同一性障害が不完全型であることに注意すべきであろう。すなわち、完全型の解離性同一性障害であれば、別人格が行為を支配している間は主人格は行為に関与することが無く、事後的には行為に関する記憶を喪失しており、刑事責任能力に関してグローバル・アプローチを採用するならば、被告人は心神喪失、という結論になる。これに対し今回のような不完全型の場合、行為時には別人格に主人格も併存して

おり、事後的に見ても主人格は行為に関する記憶を保持している。したがって、行為時の別人格が主人格の精神能力にどの程度影響を及ぼしたかをさらに検討することが必要になる。ここで第一審は、本件覚せい剤使用の犯行動機が被告人の希死念慮から出たものである、という点を重視している。また、被告人が本件犯行に関する記憶を保持していることや、犯行時や犯行後に自己防御・危機回避的行動をとっていたこと、また被告人が覚せい剤使用の違法性を認識していたことを重視し、本件犯行に対する別人格の影響は限定的なものである、と判断した。換言すればこれは、行為時において着目すべきは主人格、という視点を固定しつつ、従来の責任能力判断の基準<sup>17</sup>を主人格に対して当て嵌め、結論を導いた、ということができる。しかし、この判断は、被告人が患っていた障害が不完全型である、ということを経視している点で不適切である、とするのが控訴審裁判所の判断である。すなわち、控訴審裁判所は、被告人が従前から覚せい剤を使用していることは認めるものの、「おっちゃん」の人格が憑依した平成29年9月以降の覚せい剤使用状況が、それ以前の被告人の覚せい剤使用状況とは質的に異なることも指摘し、本件覚せい剤使用の動機が被告人自身の希死念慮という了解可能なものであることをもって、完全責任能力と判断することはできない、とするのである。そして、本件覚せい剤使用に関する記憶の保持や違法性の認識に関しても、主人格と別人格の併存、という観点から説明可能なものであって、完全責任能力を肯定する理由とはならない、として、最終的に被告人に心神耗弱を認める結論を導くのである。

結局のところ本件は、行為時の被告人において、主人格と別人格が併存する、という点をどの程度重視するか、という点が判断の分かれ目となっている。弁識能力と制御能力という刑事責任能力判断の判断要素のうち、第一審は弁識能力により重きを置き、人格が併存していても、動機が主人格に由来するものとして了解可能であり、主人格が行為の違法性を認識していた以上は、解離性同一性障害の影響は小さい、と判断した。これに対し、控訴審は行為の制御能力

---

<sup>17</sup> 竹川俊也は、責任能力の総合的判断方法における判断要素として、「①犯行当時の病状・精神状態、②幻覚妄想の有無、③動機、④犯行前の生活状態・犯行前の事情、⑤犯行の様態、⑥もともとの人格との関係、⑦犯行後の行動、⑧犯罪性の認識、⑨計画性の有無、⑩記憶の有無、⑪意識障害の有無」という11個の要素を挙げる（竹川俊也『刑事責任能力論』（2018・成文堂）242頁。

に重きを置き、併存する人格のうち、別人格が行為の主導権を握り、主人格が別人格の指示に「抗いきれなくなった」場合には、被告人の制御能力が著しく減弱していた、と判断した、と整理することができるのである。

#### 4. 結語

本判決は解離性同一性障害と刑事責任の関係について判断を示した高裁判決のうちの、現時点（令和元年9月30日時点）で最新のものである。その他、解離性同一性障害が被告人の刑事責任や量刑判断に影響を及ぼし得るものと高裁が判断した裁判例として現時点で確認できるものとして、注8で言及した名古屋高裁金沢支部判決平成28・3・10（被告人に有利な量刑事情として積極的に採用）と注9で言及した東京高判平成30・2・27（被告人に心神耗弱を認めた）があるが、これら2つ及び今回の判例も、原判決（名古屋高裁金沢支部判決平成28・3・10の一审判決（金沢地判平成27・3・27）は解離性同一性障害を量刑事情としても採用しなかった）を破棄してまで、解離性同一性障害を被告人に有利な事情として認めた、という点に鑑みるに、裁判所の流れとしては、これまでは解離性同一性障害が被告人の刑事責任能力に影響を及ぼすことは無い、とされてきたのが、刑事責任能力に影響を与え得る精神障害として認められるようになってきた、とは評価できるであろう。特に、高裁においてはこの傾向が顕著である。しかしここで、これらの裁判例において、行為を行った（もしくはそれに強い影響を及ぼした）のが、別人格である（もしくはその可能性がある）と認定されていることは念頭に置いておくべきであろう。すなわち、主人格が行為を行った場合にも、解離性同一性障害の存在が常に被告人を免責するもの、として考えられている訳では無い。たとえば、入手可能なもののうち最新のものとして大阪高判平成30・5・25<sup>18</sup>は、被告人が解離性同一性障害を患っていること自体は認めたものの、犯行は主要な人格によって行われた、として、被告人に完全責任能力を認めた<sup>19</sup>。これはグローバル・アプローチを支持する私

<sup>18</sup> LEX/DB文献番号25561004

<sup>19</sup> この事案の場合、元々の人格は捜査・公判を通じて一切出現せず、犯行時に行為を支配していた人格はそれまでの長期間に渡って支配的な人格であった。この場合、「主人格」という用語を「その人本来のオリジナルな人格」と解するか、それとも「当該時点において主として行為を支配しており、その人自身と見なされている人格」

見においても、肯定できる判断である。しかしここで、解離性同一性障害の責任能力自体への影響を認めた本件も東京高判平成30・2・27も、心神喪失では無く心神耗弱を認めるに止まった、という点は触れておくべきであろう。これだけを見ると、裁判所は解離性同一性障害を患う被告人のうちの別人格が犯行を行った場合、心神喪失では無く心神耗弱を認めるに止まる、という傾向を示している、と思われるかもしれない。しかしこれらの事案では、被告人の患う解離性同一性障害が不完全型であった（人格が完全に分化してはいない）、主人格の意思も犯行の動機の一部となっていると見られる部分もある、といった特殊事情の故に、心神喪失を認めるには至らなかった、と見るべきであろう。主人格と別人格が完全に分化している完全型の憑依型の解離性同一性障害患者たる被告人の別人格が行為を行った場合に、裁判所が如何なる判断を示すか、今後の裁判所の判断を見守って行きたい。

また、この判断の枠組みは、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断に特殊なものなのであろうか。たとえば統合失調症患者における幻覚・妄想の影響を、解離性同一性障害患者における別人格の影響とパラレルに考えた場合、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断も、従来の刑事責任能力判断と同様の枠組みで捉えることも可能かもしれない。今後の課題として検討したい。

---

と解するかで結論が異なる可能性もあるが、本稿では考察の射程外とする。